

4 火薬類取締法令（煙火関係）

（1） 法第1条（目的）

この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（2） 法第25条第1項（消費）

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（3） 法第26条（消費の技術上の基準）

火薬類の爆発又は燃焼は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

（4） 法第59条第5号、第60条第1号及び第62条（罰則）

- ・ 法第25条第1項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を爆発させ又は燃焼させた者
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はこれを併科
- ・ 法第26条（消費の技術上の基準）の規定に違反した者
→ 30万円以下の罰金
- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条、第59条、第60条又は第61条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（5） 規則第49条第4号及び第4の2号（煙火の無許可消費数量）

火薬類取締法第25条ただし書きの規定により、下表に示す数量以下の場合には無許可で煙火の消費ができる。ただし、この数量は同一の消費地において1日に消費できる数量である。

煙火無許可消費数量（火薬類取締法施行規則第49条）

（1） 信号または観賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑦を重複して消費できる）

- | | |
|--|------------|
| ① 直径6センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 50個以下 |
| ② 直径6センチメートルを超え直径10センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 15個以下 |
| ③ 直径10センチメートルを超え直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 10個以下 |
| ④ 200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 | ・・・ 1台 |
| ⑤ ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） | ・・・ 300個以下 |
| ⑥ 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火 | ・・・ 300個以下 |
| ⑦ 競技用紙雷管 | ・・・ 無制限 |

(2) 映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費する場合

(①～④を重複して消費ができる)

- | | |
|---|------------|
| ① その原料をなす火薬若しくは爆薬 15 グラム以下の煙火 | ・・・ 50 個以下 |
| ② その原料をなす火薬若しくは爆薬 15 グラムを超え 30 グラム以下の煙火 | ・・・ 30 個以下 |
| ③ その原料をなす火薬若しくは爆薬 30 グラムを超え 50 グラム以下の煙火 | ・・・ 5 個以下 |
| ④ 発煙筒、撮影用証明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）
0.1 グラム以下の煙火 | ・・・ 無制限 |

(6) 規則第 48 条（消費の許可申請）

- 1 法第 25 条第 1 項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第 29 の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事（消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。
- 2 前項の火薬類消費計画書には、消費の方法、製造業者の氏名又は名称、消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名及び消費場所付近の見取図を記載するものとする。

(7) 規則第 56 条の 4（煙火の消費の技術上の基準）抜粋

（規則第 51 条準用）

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

1

一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。

二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。

六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。

七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。

2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

- 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 七 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
- 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。
- 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十一 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
- ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。
- ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。
- 十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。
- 十三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。
- 十四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
- 十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
- イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

- ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- 十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。
- 二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇一アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。
- 三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
- 四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
- 五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
- 六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- 七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
- 八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- 九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。
- 十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。
- 十一 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。

(8) 法第19条（運搬）

火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人（他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者）は、内閣府令で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び内閣府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。